官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき宿泊分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件（国土交通五七七）　一
○知床国立公園知床五湖利用調整地区に係る立入りの認定及び立入認定証の再交付の手数料の額を告示する件（環境二三）　二
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務三三）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の口上書の交換に関する件（外務一五二）
○インドネシア共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一五三）
○タイ王国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とタイ王国政府との間の書簡の交換に関する件（同一五四）
○保安林の指定をする件（農林水産六〇二～六〇九）
○保安林の指定を解除する件（同六一〇～六二一）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一一五～一一七）
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　三
労　働
最低工賃の廃止決定に関する公示（長崎労働局最低工賃公示一）　三
〔公　告〕
諸　事　項
官庁　五
登録を受けた個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示関係　六
裁判所　六
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　七
会社その他　七

法規的告示

○国土交通省告示第五百七十七号

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき宿泊分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件を次のように定める。

令和八年四月二十二日

国土交通大臣　金子　恭之

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき宿泊分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき宿泊分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成三十一年国土交通省告示第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第二条**　宿泊分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一　旅館・ホテル営業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業をいう。イにおいて同じ。）の形態で旅館業を営み、かつ、次のいずれにも該当すること。 イ　（略） ロ　一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）及び二号特定技能外国人（同欄第二号に掲げる活動を行おうとする外国人を	（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第二条**　宿泊分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一　旅館・ホテル営業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業をいう。イにおいて同じ。）の形態で旅館業を営み、かつ、次のいずれにも該当すること。 イ　（略） ロ　一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）及び二号特定技能外国人（同欄第二号に掲げる活動を行おうとする外国人を